

障害者政策委員会（第8回）議事録

○石川委員長 定刻になりましたので、第8回「障害者政策委員会」を開催いたします。

委員の皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、4時半までを予定しております。

最初に、今日御欠席の委員としまして、上野委員、門川委員、田中委員、それから福島オブザーバー、所用のため御欠席です。

また、嘉田委員の代理として滋賀県健康福祉部次長、中井清様、それから清原委員の代理としまして三鷹市健康福祉部調整担当部長の伊藤幸寛様に御出席いただいております。よろしく申し上げます。

それでは、本日は、内閣府から松元事務次官が御出席でいらっしゃいますので、一言、最初に御挨拶をいただきたいと思っております。

○内閣府（松元事務次官） 内閣府事務次官の松元でございます。

本日は、大臣が国会対応のため、私のほうから一言、御挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより、障害者施策につきまして格別の御支援、御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

障害者施策につきましては、本年6月に障害者差別解消法が制定されまして、9月には新しい障害者基本計画が作成されております。

さらに、今国会におきまして、障害者権利条約の批准に向けた審議が開始されております。内閣府といたしましても、障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会の実現に向け、施策の着実な推進に努めてまいり所存でございます。

本委員会におかれましては、本日から障害者差別解消法に基づく基本方針の議論を始めていただくと伺っております。委員の皆様には、我が国における障害者差別の解消に向け、障害のある方御自身や御家族としての経験を踏まえたお話を初め、幅広い視点からの御議論をいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○石川委員長 松元事務次官、ありがとうございました。次官はこの後しばらく御出席された後、退席されます。

それでは、議事進行及び発言に際しての約束について、いつものことですが、最初に申し上げます。

最初に挙手していただき、複数の方が挙手された場合にはお名前をまず確認させていただきます。その後、順に議長より指名いたしますので、発言をお願いいたします。発言は、わかりやすくゆっくりとできるだけ最初に結論を述べ、その後、必要な説明や理由を述べていただくようお願いいたします。

それでは、議事のの流れと資料の確認ということで、本日は、政府からの報告が2件ござ

います。まず、最初が基本計画の閣議決定について、2つ目が権利条約の締結に向けた手続の進捗状況についてです。その後、本日の主たる委員会の会議の中身になりますけれども、障害者差別解消法に規定された基本方針の策定のための検討を行います。

資料等につきまして、また今日の大体の時間の流れ等について、事務局より説明をいただきます。

○東室長 こんにちは。担当室の東です。

本日の会議の流れと資料について、御説明申し上げます。

本日の会議は、前半と後半の2つに分けたいと思っております。

前半は、これから3時まで、そして15分の休憩を経まして、3時15分から4時半といった時間を想定しております。

まず前半におきましては、報告事項が2つあります。1つは、内閣府からの報告でありまして、内容としては、障害者基本計画の閣議決定についてであります。2つ目としては、外務省から、障害者権利条約の締結に向けた取り組みの状況についてということでお願いしております。

次に、議事次第の2に障害者差別解消法の説明というのがありますけれども、内閣府のほうから、障害者差別解消法の概要と基本方針に向けた今後の検討について御説明申し上げます。

その後、15分の休憩を挟みまして、後半では、議事次第の3として、今後、当委員会において実施する予定のヒアリングにつきまして、特に基本方針の中身につきましてフリーディスカッションを行っていただくということになります。

資料としましては、横長の資料、障害者差別解消法についてと、法律本文をそれぞれの資料1と2という形で配付しております。

また、基本方針の構成イメージ案及びヒアリング項目についてと題しまして資料3を配付しております。

それに加えて、参考資料として5つほどあります。参考資料1と2が第3次障害者基本計画の概要と本文であります。さらに、参考資料3が障害者差別解消法施行に向けて想定されるスケジュールということで、今後の予定案について記されているものであります。

参考資料4は、地域フォーラムを今後開催するということになっておりますけれども、その概要についてのものであります。

最後の参考資料5が外務省提出資料になっているところであります。

それとお手元に障害者差別解消法と題するパンフレットが配布されております。これについての「わかりやすい版」については現在検討中ということでありますので、できたら御報告させていただければと思っております。

本日の会議の流れと資料につきましては以上でございます。資料の不足等があれば、事務局まで御連絡ください。

事務局としては以上です。どうもありがとうございました。

○石川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、まず、最初に内閣府から、障害者基本計画の閣議決定について御報告いただきます。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤でございます。

基本計画の閣議決定について御報告いたします。

第6回、第7回の本委員会で御議論いただきました障害者基本計画につきましては、当委員会でいただいた御意見やパブリック・コメントでの御意見等を踏まえまして、政府内で最終的な調整を行い、所用の経路を経て、去る9月27日に閣議決定されたところでございます。

本文は参考資料2ということでつけてございます。

以上を御報告するとともに、委員長初め、委員の皆様方に改めてお礼申し上げるところでございます。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

続きまして、外務省から障害者権利条約の締結に向けた現在の進捗について御報告いただきます。山中課長、お願いします。

○外務省（山中課長） 障害者権利条約についてですが、条約の趣旨及び条約の締結に当たって必要な措置等につきましては、御案内のこととしますので、割愛させていただきますと思います。

現在、本条約の国会での審議に向けまして、衆議院の外務委員会のほうで先に御審議いただき、その後、参議院の外交防衛委員会のほうで審議をしていただく予定と承知しております。

早ければ、今週にも衆議院の外務委員会で御審議いただけるという方向で伺っております。我々といたしましては、当初、2009年の早い段階で一度国会での審議を準備した経緯がございますが、その後、障害者の方々の御意見もいただきまして、国内法令の整備をお待ちする形で、今回の秋の臨時国会に向けて満を持した形で今回提出させていただきました。最近でも、障害者団体の方々、とりわけ日本障害者フォーラムの方々との意見交換を通じて、一刻も早い段階での条約の批准に関して、熱い期待をいただいております。我々行政府といたしましても最大限の努力をもって早期の国会での審議をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

なお、外務省の幹事におかれましては、国会対応で、この後、ほぼすぐに退席されなければいけないと伺っておりますので、先にもし外務省の今の権利条約に関して委員から御発言等があれば御発言いただきたいと思っております。何かございますか。

竹下委員、どうぞ。

○竹下委員 竹下です。

私が質問すべきことではないのかもしれませんが、教えていただきたいのです。「批准」という言葉と「締結」という言葉、それ以外にも多分条約の場合、承認とか受諾などがあるかもしれませんが、とりわけ、これから使われるであろう「批准」という言葉と「締結」という言葉の使い方について教えていただけますでしょうか。

○石川委員長 お願いします。

○外務省（山中課長） 今の御質問に関してですが、締結は、一般的な言葉でございます。批准、受諾等の手続に使っております。このうち、批准に関しましては、国会での承認を終えた後に内閣で批准書を作成いたしまして、それを国連に寄託するという手続となっているところでございます。

○石川委員長 そこまで終わって締結が完了するという理解でよろしいですか。それで、締結した国を締約国と呼ぶということによろしいでしょうか。

○外務省（山中課長） 一般的にそう呼んでおります。

○石川委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、中西委員、お願いします。

○中西委員 中西由起子です。

私たち障害者団体は、今、条約の批准ということですのでごく喜んでいるのですが、その中で議定書の話が全然出てきていないのですが、こちらに対する対応は今どうなっているのか、教えていただけたらと思います。

○石川委員長 議定書についての質問ですけれども、お願いいたします。

○外務省（山中課長） お答えいたします。御指摘のあった選択議定書につきましては、これは個人通報制度を規定するものでございますけれども、条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から、我々として注目すべき制度と認識しているところでございます。

他方で、個人通報制度の受け入れに当たりましては、我が国の司法制度や立法政策との関連で問題の有無や、個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると、我々としては認識しております。いずれにいたしましても、個人通報制度の受け入れの是非につきましては、各方面から寄せられる御意見も踏まえながら、関係省庁とともに真剣に検討を進めているところでございます。

○石川委員長 あとお一人ということで、関口委員、お願いします。

○関口委員 詳しいことをお聞きしたいのですけれども、憲法で条約は衆議院の過半数ということになっておりますけれども、衆議院で可決された段階で批准ということで、その段階ですぐに国連のほうに連絡なされるということなののでしょうか。それとも、参議院の審議を待つということなののでしょうか。

○石川委員長 お願いいたします。

○外務省（山中課長） 先ほども申し上げましたように、まずは衆議院の外務委員会での御審議及びその後、本会議での採決、それに続きまして参議院の外交防衛委員会、続きまして本会議の採決という日程で、現在、国会審議は進んでおります。

○石川委員長 関口委員、よろしいでしょうか。

内閣府のほうの閣議決定については特にございませんか。よろしいですか。

勝又委員、どうぞ。

○勝又委員 1つ伺いたいののですが、基本計画についてパブリック・コメントをおこないましたが、どのようなコメントが寄せられたのか。どういう形でできたコメントを踏まえて基本計画が改訂されたのか、その辺の情報提供というのは政策委員会に対してないのでしょうか。

○石川委員長 加藤参事官、お願いいたします。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤でございます。

参考資料1のところに、8月31日から9月5日までパブリック・コメントを実施と書いてございます。

実際にどういう意見が寄せられて、皆様方のお手元にある基本計画の中に反映をさせたかという点でございますけれども、まず、1つは、高次脳機能障害、これは精神障害に含まれるということを明記しました。また、それらに伴います失語症も高次脳機能障害に含まれるということを明示してございます。

福祉的就労の底上げというところで、就労継続支援のA型についても言及してほしいという御要望がございまして、その点につきましても書き加えるなどしてございます。そういった修正を行ったところでございます。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

勝又委員、どうぞ。

○勝又委員 変更点についてはわかりましたが、パブリック・コメントについては、こういうものが出てきたとか、何件あったとか、そういう情報について政策委員会に対して報告はないわけでしょうか。

○石川委員長 加藤参事官、お願いします。

○内閣府（加藤参事官） 済みません、今、手元に数字はございませんけれども、いずれ、ホームページに件数ですとか公表する予定でございます。作業がおくれておるという状況でございます。

○石川委員長 一般に、とにかく国民に向かってパブリック・コメントの結果を公表するということであるということですのでよろしいでしょうか。

それでは、次にいきたいと思えます。

差別解消法の概要、基本方針の位置づけ、今後のヒアリングについてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○内閣府（加藤参事官） それでは、内閣府の加藤でございます。

差別解消法につきましては、第7回の委員会におきましても説明をさせていただいたところでございます。当然、重なるところが多いございますので、法律の概要につきましては、ある程度ポイントを絞って御説明させていただこうと思います。

資料としましては、資料1というのを見ていただければと思います。

経緯でございますけれども、障害者差別解消法につきましては、今年の通常国会におきまして衆議院、参議院、それぞれ全会一致で可決、成立しております。そして、6月26日に公布されておきまして、基本方針等の関連の一部の条文を除きまして、平成28年4月から施行という予定でございます。

法律の概要でございますけれども、資料1の3ページに横長の絵が載っておりますけれども、それをごらんいただければと思います。障害者差別解消法は、障害者権利条約の趣旨を踏まえまして、一昨年に改正された障害者基本法の第4条、一番上のところに1項、2項、3項と書いてございますが、第4条の差別の禁止の基本原則を具体化するためのものでありまして、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を決めているものでございます。そして、障害者差別解消法は、下にありますが「I. 差別を解消するための措置」と、下3分の1ぐらいのところがございますが、「II. 差別を解消するための支援措置」の2つの大きな部分から構成されております。

上段のほうの「I. 差別を解消するための措置」につきましては、障害者基本法第4条第1項の障害を理由とする不当な差別的取り扱いと、もう一つ、第2号のいわゆる合理的配慮の不提供がともに障害を理由とする差別に該当するという整理をしております。これらを禁止しております。不当な差別的取り扱いといいますのは、例えば障害者であるということのみを理由としてサービスの提供を拒否したりするような行為でありまして、合理的配慮というのは、個別の場面において障害者が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす、いわゆる社会的な障壁を取り除くための配慮でありまして、例えば職員による手助けですとか、筆談や読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応ですとか、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられるところでございます。

障害者差別解消法におきましては、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者は不当な差別的取り扱いをしてはならないと規定されております。他方、合理的配慮につきましては、障害者と相手方との関係はさまざまでありまして、また、求められる配慮も多種多様であることから、一律に法的義務とするのではなく、国の行政機関や地方公共団体等については、法的義務も課し、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針より自発的な取り組みを促すこととしております。

基本方針等につきましては、その具体的対応ということで基本方針等を定めることとされております。資料1の8ページをごらんいただきたいのでございますけれども、障害者差別解消法におきましては、障害を理由とする差別に当たる行為を禁止していますが、具

体的にどのような行為が障害を理由とする差別に当たるかは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものでありまして、その具体的な内容について、法律であらかじめ一律に定めることはしておらず、具体的な内容を示すものとして、行政機関や分野ごとに対応要領や対応指針を定めることとされております。

他方、行政機関の間ですとか、分野の間におきますばらつきを防ぐとか、政府として障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために、施策の基本的な方向等を示す基本方針を策定することとされております。具体的な内容としましては、障害者差別解消法の理念や施策全般にわたる基本的な考え方、対応要領や対応指針に盛り込むべき事項、作成に当たっての留意点、支援措置に関する基本的な考え方等を想定しております。

基本方針は最終的に閣議決定が必要なものでありますが、案を策定する手続としまして、あらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、障害者政策委員会の意見を聞かなければならないことが規定されております。対応要領は国の行政機関の長等が当該機関の職員の適切な対応に資するものとして、まだ対応指針は各事業分野を所管する主務大臣が民間事業者の適切な対応に資するために作成するものであり、障害者を理由とする不当な差別的取り扱いになり得る行為の具体例でありますとか、合理的配慮に関する好事例等を示すことを想定しております。

これらは基本方針に即して定められるものであり、策定の手続として、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されております。なお、地方公共団体につきましては、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務と規定されております。

3ページに戻っていただきたいのですが、事業者における障害を理由とする差別の禁止、これの実効性の担保に関しては、主務大臣は特に必要があると認めるときに報告の聴取ですとか助言、指導あるいは勧告という措置を講ずることができることとされております。そして、下3分の1のところですが、「II. 差別を解消するための支援措置」でございます。今、申し上げました差別を解消するための措置に加えまして、国や地方公共団体による差別を解消するための支援措置が定められております。

4点ございまして、1点目は、相談や紛争の防止、解決のための体制の整備でありまして、具体的には、障害者差別解消法において、新たな機関を設置するということではなくて、既存の機関等の活用、充実を図るということを予定してございます。

2点目ですが、これは地域における連携ということとございまして、地域における相談や紛争防止解決等を推進する観点から、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとされております。

10ページに、この地域協議会のイメージをお示ししているところでございます。相談を受けた当該機関だけでは解決できないような事案等につきまして、いわゆる制度の谷間ですとかたらい回しが生じないように、ネットワーク体制を構築することによって、地域全

体での相談、紛争解決機能の向上が期待されるものでございます。内閣府におきましては、この協議会に関するモデル事業と申しますか、地方公共団体がこういうネットワーク体制を構築するに当たりまして、技術的支援をしていくというようなことを考えておるところでございます。今年度はそのための検討委員会を開催して協議会のあり方等を検討していく予定でございます。

また、3ページに戻っていただきますけれども、3点目が啓発活動ということでありまして、差別の解消を効果的に推進していくため、国民各層の関心を高めるため、国及び地方公共団体におきまして必要な啓発活動を行うこととしております。

4点目が、情報の収集、整理及び提供でありまして、国内外の制度や具体的な事例等に関する情報の収集等を行い、法の運用に生かすとともに、国民に公表することとしております。施行日でございますが、基本方針等に関する一部の規定を除きまして、障害者差別解消法は平成28年4月1日から施行されるということでございます。

以上が法律に関しましての御説明でございます。

あと続けて資料をやってよろしいですか。

そうしましたら、続きまして、参考資料3「障害者差別解消法施行に向けたスケジュール（想定）」というものでございまして、今、申し上げましたように、障害者差別解消法の施行が平成28年4月1日でございますので、それに向けまして、今後、基本方針等を策定していくこととなりますが、大変恐縮でございますが、第7回委員会でお示ししましたスケジュールのイメージからは一部変更になってございます。

基本計画の閣議決定が9月末、9月27日ということであったということ、また、この障害者差別解消法というのは非常に広範な分野を対象としておりまして、障害者やその家族の方はもとより、地方公共団体でありますとか事業者など、幅広い関係者の意見を丁寧聞きながら進める必要があるということから、基本方針の策定は平成26年度の上半期を目途とするようにしてございます。

参考資料3のところで「① 『基本方針』等策定に向けた関係者に対するヒアリング」ということで、障害者政策委員会におきまして、まず、関係者に対するヒアリングをしていくのかなど。そして、最初は障害者差別解消法に関しまして一定の情報を持っておられる、例えば本委員会の先生方でありまして、障害者の団体等の方々からヒアリングを開始していくのかなど。それと同時に申しますか、並行して政府の中におきまして少し検討を進める。

「② ヒアリングを踏まえた課題の整理」ということで、ヒアリング結果と、それに基づく課題につきまして、26年の春を目途に整理していただく。

「③ 基本方針案の検討・取りまとめ」でございますが、②の整理を受けまして、政府において基本方針の素案と申しますか、たたき台を策定する。それを障害者政策委員会の意見、パブリック・コメントの結果を踏まえながら、平成26年度上半期目途に基本方針の案を取りまとめしていく。その後、閣議決定というスケジュールを考えております。

④でございますが、基本方針を踏まえまして、各府省において対応要領、主務大臣によりまして対応指針を作成することになっておりますが、これは予定どおり平成26年度ぐらいを目途に作成していただくということでございます。そして、進捗状況につきましては、障害者政策委員会へ報告する。

⑤は最後でございますが、法施行は平成28年4月1日でございますので、それに向けて1年間は障害者、事業者、そういった関係の皆様方あるいは一般国民の皆さんへの周知・広報に努めるという期間を十分とるということでございます。

いずれにいたしましても、施行前に1年程度かけて障害者差別解消法の法律の趣旨ですとか内容あるいは基本方針、対応要領、対応指針の内容について広く周知していくという、そのところは変更がありません。

たびたび繰り返すようで恐縮ですけれども、このスケジュールも想定としてございまして、あくまでも現在想定しておるスケジュールというものを記載したものでございまして、進捗状況等によりまして、このスケジュールどおりにならない可能性があることはお含みいただければと思っております。

本日の御議論いただきたいということでは、ヒアリングの進め方についてということでございまして、資料3をごらんいただければと思っております。

今、申し上げましたように、当委員会におきまして、今後、関係者からのヒアリングを行っていただくわけでございますが、実質的かつ効率的に行っていただくために、基本方針の構成イメージ案と、1枚めくっていただいたところにヒアリング項目（案）というのを事務局で作成してお示ししておるところでございます。

最初の基本方針の構成のイメージ案でございますが、あくまでもイメージでありまして、太字になっております1～5の部分だけは障害者差別解消法の第6条の2項1～4号に規定されているものでございまして、その下に○でそれぞれ事務局のほうで項目ごとに具体的な内容として考えられるものを例示しておるというものでございます。

この中には、対象となります障害者ですとか行政機関等の範囲あるいは対応要領、対応指針の作成主体、手続など、法律にその内容が規定されているものがありますけれども、一方で、不当な差別的取り扱いですとか合理的配慮、過重な負担、そういった基本的な考え方などにつきましては、その具体的内容が基本方針に委ねられておりまして、特にこのような項目につきましては、今後のヒアリングを通じて、また、この委員会で御議論を深めていただき、考え方をまとめていく必要があると考えております。

1ページめくっていただきまして、3ページのところに「ヒアリング項目について(案)」とございますが、そういうような観点から、これも事務局のほうで例として作成したものでございまして、特に議論が必要と考えられる項目を例示してございます。

あくまでも事務局でつくった例示でございますので、項目については、これにとらわれることなく、本日、委員の皆様方に自由に御議論いただければと考えております。構成イメージ案は、今後ヒアリングを通じて検討されることによりまして、構成案が肉づけされ

て形づくられていくと考えております。

本日は、資料3につきまして自由に御議論いただきまして、特にヒアリング項目につきましては、本日の御議論を踏まえて整理した後、できれば次回の12月13日のこの委員会におきますヒアリングから実際に使用していくということを考えているところでございます。

私のほうからは説明は以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

今、御説明いただきましたように、ヒアリング項目の内容については休憩後ということで、この時間は差別解消法の概要についての説明、基本方針をつくっていく進め方、スケジュール等について、あるいはヒアリングの対象等について御意見、御質問をいただきたいと思います。

御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。挙げておいてください。多分8人ということで、では、下げてください。

まず、土本委員、お願いします。

○土本委員 ピープルファースト北海道の土本です。

今日も配られているのですけれども、差別解消法のわかりやすい版が今つくられている。これも含めてですが、国民という形だけでも、障害者それぞれ渡るような形にしていかなければならないのです。やはり自分たちがわかりやすいとって隔々に配られて、すぐ配られてわかるというわけでもないのですけれども、話をする機会がもっとふえればいいかなと思います。

関連ですけれども、基本計画のわかりやすい版もつくるべきかと思っております。以前、育成会からつくった基本計画があるのですけれども、見ていない人も結構いるので、もっと見てもらいたいということも含めて、これからしていきたいと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

わかりやすい版について、内閣府のほうからお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤でございます。

今日、お配りした障害者差別解消法のパンフレットにつきましては、これのもう少しわかりやすい版を今つくるようにしております。御指摘のありました障害者基本計画につきましても、年度内に何とかつくっていきたいと思っております。作業がおくれておりますので、申しわけございません。

○石川委員長 それでは、新谷委員、お願いいたします。

○新谷委員 新谷です。

2点、意見といいますか、質問がございます。

1つは、障害者差別解消法の第5条の事前的改善措置というのですか、基礎的環境整備について、資料の5ページ目にも書かれておりますけれども、これの扱いです。障害者基本計画というのを先日つくりました。ここでいろんな行政部門の施策について書かれてい

るわけですが、基礎的環境整備、事前的改善措置というのは、基本計画との関連と
いうか、重なり合いが非常に大きいと思うのですけれども、今回、差別解消法の基本方針
の議論の中で基本計画と重なる部分、それにまだ上乘せする部分、横出しする部分をどう
いうように議論に絡めていくのか見えないところがあります。特に基本計画の場合には、
事業者についての義務づけの部分はかなり曖昧な部分があると思うのですけれども、基本
方針においては、事業者の方へのいろんな内容も絡んでくると思いますので、その位置づ
けについて議論いただきたいと思います。それが1点目でございます。

2点目は、解消法の13条で、雇用労働の問題は雇用促進法に譲るといような形の規定
になっていて、それを現実を受けて、労政審議会の障害者雇用部会の研究会のほうではど
んどん議論が進んでいると思うのです。この議論と、これから担当主務官庁がつくる基本
指針、基本要領との関係がよく見えないのです。現実には、中途障害者、中途失聴、難聴者
は、労働障害分野に非常に関わり合いが多いのですけれども、現実はこの委員会のヒアリ
ングも受けておりませんので、内容が全然見えない。私たちの本当の職場で抱えている問
題というのを伝える機会をこの場で持っていないのです。この政策委員会の中のヒアリン
グで改めて私たちから問題を出して、職場の状況を御説明すればいいのか、それともそれ
は既に研究会のほうで終わっているから、今回はこれから外れるのか、その2点について
お伺いしたいと思います。

○石川委員長 新谷委員、ありがとうございました。

ただ、かなり内容に入った深い議論になるので、今ここでやるか、休憩後にじっくりや
るかということですが、事務局、いかがですか。

○内閣府（加藤参事官） 多分、ほかの委員の方々からも今後の基本方針の検討の進め方
とかにつきまして御意見あろうかと思しますので、休憩後にまとめて御議論いただければ
と思います。

○石川委員長 新谷委員、よろしいですか。これは休憩後に取り上げたいと思しますので。
どうぞ。

○新谷委員 2番目にお話ししました労政審議会との関係については、ヒアリングの中身
というよりは、この政策委員会と労政審議会との関係にかかわる部分になると思うので、
ヒアリングの中身はまた別に議論いただければいいと思うのですけれども、その仕組みに
ついては、ここのお話していただきたいと思えます。

事前的改善措置との関係もヒアリング内容、団体から言うのではなくて、やはり基本方
針の中にどう位置づけるのかということなので、できればこの場で議論いただければいい
かなと思えます。

○石川委員長 では、もう少し言い直します。休憩後はヒアリング項目だけではなくて、
基本方針の構成案についても詳しく議論するというにさせていただいて、1は休憩後
にやらせてください。

労政審との関係について新谷委員が気にされているので、内閣府もしくは厚労省のほう。

では、藤枝課長さん、どうぞ。

○厚生労働省（藤枝課長） 厚生労働省の障害者雇用対策課長でございます。9月に異動しまして、山田の後任になります藤枝と申します。よろしくお願い申し上げます。

今、御質問いただきました障害者雇用促進法に基づく関係でございますけれども、お話がございましたように、障害者雇用促進法のほうで雇用労働関係の差別解消と合理的配慮の部分については規定するという形で法改正もさせていただきました。

これは法律の中で差別解消、合理的配慮についても指針を大臣が定めるということになっておりまして、労政審議会、障害者雇用分科会の意見を聞いて指針を定めることとなっております。それに向けまして、今お話がありましたように、9月から私どものほうで指針の差別解消と合理的配慮指針のあり方について研究会を開催して、具体例の収集でありますとか、それぞれの考え方を整理して、審議会での議論につなげていきたいと思っております。

お話がありましたように、今、ヒアリングをまず最初に障害者団体、経済団体等の方からさせていただきます。時間等の関係もございまして、全ての団体の方の御意見は聞くことができおりません。これにつきましては御要望いただいておりますので、事務局のほうでヒアリングをさせていただく機会等は考えさせていただいて、その内容については、研究会にも反映させていきたいと思っております。

当政策委員会との関係では、当然、雇用労働分野も大きな柱でございますので、研究会の取りまとめが出来ました際には、情報提供させていただいて御議論いただきたいと思っておりますが、あくまでも法律上、差別解消法上、労働分野につきましては、障害者雇用促進法によるということになっておりますので、その部分につきましては、厚生労働省の責任で今議論させていただいているという状況でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、情報提供していただけるということで、新谷委員、よろしいでしょうか。

ほかに手が挙がっておりましたので、尾上委員。

もし、先ほど私が申し上げたような、むしろ休憩後のお話に近いようでしたら、そのように言っていただければと思います。

○尾上委員 まず、質問でございます。2点あります。

先ほど加藤参事官のほうから御説明いただいた中で、地域協議会について、モデル事業を進めていくということでしたが、これは私ども障害者団体、当事者団体としても地域協議会については非常に重要なものと考えております。先ほどのお話の中では、検討会をつくって進めていきたいというお話でしたが、その構成や今後の進め方、あるいはこの政策委員会との関係というのはどんな感じになるのかというのをもう少し教えていただけないかというのが1点でございます。

もう一点が、今日、いただいた参考資料3の「③ 基本方針案の検討・取りまとめ」というのが、平成26年度上半期目途となっております。これもまだフレキシブルなものだ

という御説明だったかと思うのですが、上半期というとかなり幅があるように思うのです。26年の5月も上半期ですし、9月も上半期ということになります。特に懸念をしますのが、これを受けて対応指針や対応要領、そして、さらに国民への啓発ということで、啓発にじっくり時間をとりたいということになるわけです。が、そこからこれがどンドンずれ込んでいくと、最後、ばたばたになってしまわないかなということ。そういう意味で、26年度上半期目途というのは何時ぐらいか、上半期のできるだけ早期に作成ということ。政策委員会としては頑張るべきではないかと思うわけですが、以上、2点です。

○石川委員長 ありがとうございます。

検討会議についてと、その上半期といっても、上半期の比較的前のほうを目途とすべきでないかという御意見、2点、お願いします。

では、関連ということで竹下委員、どうぞ。

○竹下委員 竹下です。

質問は2点あるので、そのうちの1点を今尾上君と関連する件で、すなわちスケジュールの関係です。このスケジュール案でいけば、対応要領と対応指針が端的に言えば半年でできるとは思えないのです。というのは、既に基本方針の閣議決定を待たずに対応要領や対応指針をつくり始めているのではないかと推測せざるを得ないと思うのですが、9月までが上半期ですから、本当にそれから対応指針や対応要領の議論を始めるということで考えておられるのかどうかについて、もう少し詳しく説明してください。

以上です。

○石川委員長 それでは、内閣府、お願いします。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤でございます。

協議会の関係につきましては、今、内閣府につくります検討会の委員の人選といったところをやっておりまして、年度内には数回開催したいと思っております。当然、中間段階でも、またこの政策委員会のほうに御報告させていただこうと思っております。

スケジュールの関係でございますが、26年度上半期というのは、遅くなれば9月、10月ということになるかと思っておりますけれども、そこはなるべく我々も作業は短時間でやっていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、ヒアリングをできるだけじっくりとやっていきたいと考えております。特に事業者関係のところは、この委員会ではなかなかメンバーがおられませんので、そこは少し選考も含めて検討していきたいと思っております。

対応要領と対応指針の関係でございますけれども、基本方針の閣議決定を待ってやるのでは、確かに委員のおっしゃるとおり、もう時間がなくなるわけでございますので、そこは我々政府としましては、当然、基本方針をつくる際にも内閣府だけではなくて関係省庁全部で議論しながら素案をつくっていくということになりますので、その段階で当然基本方針のある程度姿が見えてくれば、それに伴って対応要領に載せるべきもの、あるいは対応指針に書くべきもの、そういったところもある程度見えてくるのではないかと考えており

ますので、関係省庁と一緒に、いわば共同作業でほぼ同時並行的に進めていくというように今のところ考えております。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

佐藤委員、今の関連ということでよろしゅうございますか。

○佐藤委員 日本社会事業大学の佐藤久夫です。

スケジュールのことに関連してですけれども、今のお話ですと、対応指針をつくるのが半年しかない。政府の内部で基本方針が出たら、間もなく対応指針もつくれるようにしようというようなスケジュールのように伺ったのですけれども、日本の社会の中で障害者差別という言葉は結構使われてきたにしても、法律上明確な用語として初めて出てきたわけです。これについて、本当に国民の各層が共通の理解を持てるかどうかというのがすごく大事な状況だろうと思いますので、対応指針づくりも学校ではどうか、病院ではどうか、デパートではどうか、交通機関ではどうか、そういうようなことについて相当具体的に詰める議論が必要なだろうと思うのです。

そうすると、障害者団体と事業者団体とが本当にオープンに議論して、こうしてくれなければ困るとか、これは過重な負担なのでそこまではできないとか、そういう議論をじっくりして、それを関係者、国民が理解するというか、公開して学習するような期間としてもこの期間は大事なだろうと思いますので、半年というのはいかにも短過ぎるのではないか。周知広報を1年かけるというよりは、むしろ対応指針づくりに1年かけて、周知広報は半年でいいのではないか。周知広報は実施していく中で周知広報が図られるという面もありますので、そういうスケジュール感が必要なのではないかと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

法律のつくりとしては、基本方針はまず閣議決定して、対応要領、対応指針をつくるということにはなっていますが、いずれにしても、現実にある差別や社会的障壁についての聴取、ヒアリングを行って、その情報を共有して基本方針と対応要領、対応指針をつくっていくという作業、ほぼ同時並行的に、あるいは行ったり来たりしながらつくっていくという過程を経るのが合理的だと思われまますので、今、佐藤委員がおっしゃったように、対応要領、対応指針についても、今、差し当たりの目途として、来年度末となっていますが、場合によっては、それから少し、より丁寧に時間をかける必要があるということであれば、多少時間の余裕を持ったスケジュール感になっているのではないかと思いますので、全体のスケジュールについては、そのようなことで皆さん御理解いただけますでしょうか。

竹下委員、大谷委員、北野委員、3人順番に、まず竹下委員からどうぞ。

○竹下委員 短くします。竹下です。

今、佐藤委員がおっしゃったように、対応要領、対応指針を平成27年度の上半期にずらすことが仮に無理なのだと、加藤さんがおっしゃるように、基本方針の閣議決定を待たずに対応要領と対応指針の素案づくりに着手するというのであれば、それを事務局とい

いますか、あるいは内閣等で先行的に固めてから我々のところに出てくるのではなくて、もし基本方針と対応要領、対応指針とが同時進行的に平成26年度4月以降に進むのであれば、その素案づくりの段階で政策委員会での議論を必ず先行させる、あるいは踏まえろということをごひ実行していただきたいということをお願いします。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それについては、委員長からもお願いしたいと思います。閣議決定までに至る段階で継続的に政策委員会としてかかわらせていただきたいと思ひますし、また、集約された情報の報告も随時お願いして、この委員会としても責任を果たしていきたく思ひますので、よろしくお願ひいたします。

さらに重ねて御意見があるということであれば、大谷委員と北野委員、いかがでしょうか。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 弁護士の大谷です。

基本方針の策定に関しては、今、説明を伺いましたけれども、第7回で、本来でしたら年内に我々の基本方針に対する意見を述べ、年度内、26年の3月ぐらゐまでには閣議決定にしたいというのがまず御提案を受けたところだと思ひますけれども、それが若干ずれ込んでいるという説明でした。

私とすると、ぜひ26年春を目途にという、ヒアリングを踏まえた課題の整理という、26年春を目途に整理するという整理ですが、これはまず、政策委員会として意見書をまとめるつもりなのか。整理という言葉に若干イメージがよくわからないということを確認したい。ここで意見書を取りまとめるということであれば、意見書ととても気になっているのは、平成24年9月に取りまとめた我々の差別禁止部会の意見書が非常に網羅的に、それなりに差別に対する各項目、基本理念等も踏まえて既に意見出しをしているのですけれども、それとの関係をどうしようにするのか。それは全く無視されてしまうのかどうかということも確認したい。

もう一点だけ。委員のヒアリングのイメージですけれども、我々政策委員会からヒアリングを受けるということが、済みません、行政的にはこういうことがよくあることなのかわかりませんが、ここで討議をするということだけなのか、個別に私が何か呼び出されて意見を聞いてくださるのか、その各委員からのヒアリングのイメージがわからないのです。既に各委員からのヒアリングということであれば、政策委員会差別禁止部会で、もう部会として取りまとめた意見がありますので、これはどういう関係になっているのかということがよくわからない。

ですから、私はとにかく26年春を目途にということであれば、もう3月までに何としても我々意見書は取りまとめるということぐらゐの意気込みでやるなら理解できますけれども、その辺がぼんやりしたままですと、余りにも従来からの進捗とかけ離れてしまうの

ではないかと危惧しております。ですから、意見というよりも質問として答えていただけたらと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

3点と理解してよろしいでしょうか。春を目途とすべきである、差別禁止部会の意見書はどのように扱われるのか、委員会があって委員にヒアリングするとはどういう意味なのかという点でよろしいでしょうか。

では、お願いします。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤です。

答えやすいほうからお答えします。ヒアリングの関係でございますけれども、先ほどヒアリング項目という用紙を今日御議論いただきたいということでございましたが、次回開催に先立ちまして、この項目を各委員に事前にお配りをして、そして、御記入をいただいて、項目ごとに意見発表なり御議論いただくということを考えております。

1つは、当然、障害者政策委員会で今後進めていく外部の方を呼んだときのヒアリングの言ってみれば予行演習といえますか、言葉はよくないのかもしれませんが、そういうことを想定しておりまして、こんなふうにこの政策委員会の中で議論を進めていく、そのためのヒアリングだということで、議事録なり、あるいは調査項目なりをこれから事務局のほうで各委員でない団体の方々にお見せしながら、ヒアリングに御協力いただくということをお願いしようと考えてございます。

言ってみるならば、確かに大谷先生がおっしゃるように、委員の方々としては十分議論を尽くされているのかもしれませんが、そういう意味でひとつヒアリングのひな形といえますか、そんなものをお示しいただければ我々としては助かるなという状況であります。

スケジュールに関してでございますけれども、26年春を目途にといいますのは、当然、ヒアリングをじっくりとやっていただきまして、ヒアリングの中からヒアリングの結果をまとめた上で、その中からこういったことが課題になるのだろうという、その課題の整理をしていただくということでありまして、障害者差別部会の報告書は、当然その後の我々基本方針の案をつくっていくときに両方見ながら素案をつくっていくのかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○石川委員長 よろしいでしょうか。委員からのヒアリングというのは一案ということで示されたのですが、差別解消法の中では第6条の4項だと思うのですが、そこで障害者とその関係者の意見を反映するための方法を講ずるということと、障害者政策委員会の意見を聞くとなっておりますので、前者について、障害者関係者の意見を反映するための措置として政策委員会でヒアリングを行うということで、さらに、委員会として意見を必ず聞かれるので意見をまとめるという、この2つは似たようなものかといえれば似たようなものですが、違うといえれば違うと思いますので、委員からもヒアリングするという言い

方でないほうが法律の書きぶりからすると整合性がとれるかもしれませんが。ただし、似たようなことを述べることにはなるでしょうが。

とりあえず、今の点についてはそのように考えています。この政策委員会として意見書を取りまとめるという言い方が適切かどうかかわからないのですが、これについては、先ほど大谷委員の御質問を3点確認したのですが、4点だったということになりますね。

もう一点について、加藤参事官がお答えになるべきなのか、私が答えなければいけないのかかわからないのです。どうでしょうか。どちらに聞いてらっしゃいますか。

○内閣府（加藤参事官） 26年春を目途に整備といいますのは、ヒアリングの結果と、それに基づいてどういった課題があるのかという課題の整理をしていただきたいということでもあります。あるいは我々のほうでしていくのかもしれませんが。少なくともスケジュールの案の中では、先生が考えておられる報告書という意味ではございません。

○石川委員長 今の内閣府からのお答えでよろしいですか。

私見になりますけれども、この委員会としては、委員会の意見を聞かなければならないとなっているので、閣議決定まで意見を述べ続けるべきだと考えています。つまり、あるところで作業終了として、その後の議論に参画しないというのは、かえってこの委員会としては適切ではないのではないかと考えます。連続的に動いているものの中で都度都度、それに対して必要な意見を述べ続けるべきではないかと考えます。

それでは、北野委員、済みません、よろしく申し上げます。

○北野委員 私もタイムスケジュールの件で質問と意見があるのです。

後で清原委員や嘉田委員のほうからも補足してもらえたらと思うのです。私は大阪の人間でありまして、現在、大阪市や豊中市の行政のほうから、今年度内で差別解消法についてのレクチャーとか職員研修を頼まれておりまして、どこまでどういう話をできるのかということで少し御質問させていただきます。

つまり、地方公共団体の職員対応要領というのは、実はこれは地方公共団体のほうは、努力義務ではございませんでして、いわゆる差別的扱いに対する禁止や合理的配慮の不提供に関する禁止は法的な義務になっております。ということは、まず国等で対応要綱が出てきて、それを踏まえて市町村はとったりもしておったのですけれども、このタイムスケジュールを見ていきますと、こういう形でタイムスケジュールがおくれてまいりますと、市町村は法的義務でありますので、たとえ職員対応要領をつくるのが義務化されていなくても、法的義務に基づいて対応というものをきっちり考えることは時間的に必要になってまいります。

そうしますと、どうも読んでみると、地方公共団体のほうは、国の要領を待たずに各地方公共団体で同時並行的にこういう作業を行っていかれることを求めているのか、ある程度、国の職員対応要領ができて、それを踏まえてすべきであるとお考えなのかどうか。さらに中身につきまして、もう幾つかの都道府県では、差別禁止、解消あるいは障害者共生・差別禁止条例のようなものができておりますので、これに関しまして、各地方

自治体が上乘せ要領を出していますが、国の職員対応要領プラスアルファのものをつくるということを前提に考えていいのかどうかという、この2つについて少しお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○石川委員長 地方公共団体も対応要領については、義務ではないが努力義務であるので積極的につくっていただきたいわけですが、それについては日程的にどうか。

では、補足、関連ということでお願いします。

○清原委員代理 全国市長会の清原三鷹市長の代理で出席しております伊藤と申します。

今、御質問がありました。関連しておりますので発言をさせていただきます。やはり地方自治体でも、今、福祉の現場では合理的配慮というのは、一定の理念とか基本的な考え方は浸透しつつある。一方で、合理的配慮への具体的な対応等につきましても、必ずしも皆さんきっちり共通認識が得られているとも言えない状況もある、これも実態です。

そうした中で、自治体といたしましては、今回、ヒアリングでも、例えば過重な負担がありますとか、その判断要素はどうだとか、国の対応要領、基本指針、そうしたものを踏まえて作成していくことになりますので、並行して自治体でも考えていきますけれども、国の指針、対応要領をしっかり確認させていただいて、それをもとに考えていくということにいずれにしてもなろうかと思えます。その点では、スケジュールに沿った適切な対応をお願いしたいと考えています。

○石川委員長 ありがとうございます。

関連ですね。では、嘉田委員の代理の方。

○嘉田委員代理 滋賀県の中井でございます。

今、北野委員とか伊藤さんからお話がありましたように、やはり国の基本方針を踏まえて、具体的に事例等を検討していくことを地方ですっかりとやっていく必要があると思えます。その辺の時間的なことと、地方も対応要領について関係者の方の御意見を聞くとか、そういった機会を持つ必要がございますので、スケジュールはそのあたりを十分御配慮いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○石川委員長 複数の方から、スケジュールが後ろへ後ろへおくれしてしまうと地方公共団体としてはかなり困るのだということがありましたけれども、加藤参事官のほうからお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤です。

基本方針の策定の状況でありますとか、各省のそういう対応要領、対応指針についての検討状況とかの情報については、都道府県あるいは市町村会のほうにも情報提供していきたいと思っております。

もう一つは、たびたび申し上げますけれども、基本方針の作成に当たりましても、そういったスケジュール的なものもありますし、先ほど合理的配慮のこととか、これはぜひとも私どもも逆に地方公共団体の現場からといいますか、一番障害者の方に近いところにお

られる行政の方々の意見も十分伺いたいと思っておりますので、ぜひヒアリングとか、その他で御協力いただきたいと思いますと思っております。

そういう意味で、前段のヒアリングを丁寧にやりたいというのはそういうところも含めて、また企業とかもございますので、そういう意味で若干ただでさえおくれておるところに、またヒアリングでおくれるというようなイメージになるのかなと思いますけれども、事務的作業をなるべく円滑にやっていきたいと思っております。

○石川委員長 ありがとうございます。

こういったものをつくっていくと、最後の磨きをかけるところでかなり時間がかかるということもありまして、あらあらという点で言うと、第1四半期ぐらいを目途にというように理解してよろしいでしょうか。

具体的な数字はともかくとして、最後の仕上げのところ、こういうものは時間がかかるものだということも皆さんよく経験されていらっしゃると思いますので、大体のところは閣議決定よりも数カ月前にほぼ大体ざっくりとは方向性は出ていると思いますので、そのように御了承。私がお願いする立場ではないような気もしますが、そのようなことよろしいでしょうか。

どうぞ。

○内閣府（加藤参事官） 事務局としては、最大限事務的な作業につきましては努力をいたしますのでということも申し上げます。

○石川委員長 あと、横出し、上乘せについても先ほど北野委員から質問がございましたが、これについてはいかがでしょうか。

○内閣府（加藤参事官） 現に今でも市町村あるいは都道府県で条例をつくっておられるところもありますので、国のほうの法律というのはあくまでも一応の目安といいますか、基準だろうと思っております。そこはむしろ具体的な課題を抱えておられる、あるいは地方の実情に応じたものになるものがあるのかなと思っております。

○石川委員長 済みません、先ほど大谷委員からの質問の中で、差別禁止部会の報告書の生かし方といいますか、これからの取り上げ方について、もう少しお答えいただくと理解しやすいかなという印象を持っていたのですが、いかがでしょうか。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤です。

先ほど申しあげましたように、26年春を目途に整理したいというのは、ヒアリングの結果と、そこから出てくる課題でございまして、それと障害者差別禁止部会の意見書といいますか、それを十分私どものほうでそしゃくしながら、この基本方針の素案というものをつくっていくというところに生かしていきたいと思っております。それをまた障害者政策委員会のほうの御議論の材料として出ささせていただくというように考えております。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、川崎委員、先ほど挙げてらっしゃったと思います。

○川崎委員 精神障害者の家族会の川崎です。

私は、先ほど説明いただきました概要の中で、2つほどを意見させていただきたいと思います。

1つが、合理的配慮の不提供の禁止ですが、実は、先ほど厚生労働省のほうからお話がありましたように、障害者雇用促進法におきましては、法的義務を国、地方公共団体、それと民間事業者、全てに法的義務としております。その点も踏まえまして、3年後の見直しということだけでなく、もう少し早期にこの見直しを検討して、この部分のところを全て法的義務としていただくようなお願いが1つであります。

もう一つが、啓発活動のところですが、実は精神障害者に対する、いわゆる偏見というのが本当にまだまだ根強い中で、この啓発活動は特に精神障害者の偏見をとるといって、そのような視点においての活動を望みたいと思います。

以上、2点です。よろしく申し上げます。

○石川委員長 見直しと、精神障害者に対する差別、偏見の解消についての啓発ということですが、内閣府、お願いします。

○内閣府（加藤参事官） 法律の見直し云々というのは、我々事務局と申しますか、各省だけではお答えしにくくて、最終的に国会のほうで御判断になるのだらうと思いますので、そこはそういう御意見があるということは受けとめさせていただこうと思います。

精神障害者の差別あるいはそういうことでございますが、当然、障害者の中には精神障害者の方が対象に入っておりますので、そこは鋭意、これから十分努力していきたいと思っています。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、浅倉委員、先ほど挙げてらっしゃったと思います。

○浅倉委員 ありがとうございます。浅倉むつ子です。

2点、質問があります。第1点は、最初に土本委員がおっしゃったことと重複します。障害者差別解消法13条が雇用の分野を障害者雇用促進法によると定めております。そちらのほうで厚生労働省の管轄になったということは理解いたしました。それに伴って、それでは、障害者差別解消法の6条2項の2号と3号、つまり2号には行政機関が構すべき障害者を理由とする差別解消措置についての基本的な事項、3号は事業者が構すべき措置がありますが、この2つには事業主としての行政機関や事業者が構すべき措置も入っていると考えるとよいのでしょうかというのが1つの質問です。

つまり、基本方針には雇用に関することも全て含まれるのかということが第1点の質問です。

第2点は、せっかく厚生労働省の藤枝課長がいらしてくださっているので、障害者雇用促進法のほうの質問になってしまうのですが、お願いします。雇用促進法85条の3が適用除外をしております。これを読みますと、差別禁止全般については、国家公務員、地方公務員を適用しない。合理的配慮については、一般職の国家公務員には適用しないと読めるのですが、それでは合理的配慮については、地方公務員には適用されると考えてよいのか、

です。

差別禁止と合理的配慮についての指針を現在厚生労働省で検討されていらっしゃるわけですが、国家公務員、地方公務員については、どこが定めるということになるのでしょうか。その2点でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

最初の6条の2項と3項における合理的配慮義務というのは、事業者が事業主として雇用している職員、社員等に対する合理的配慮を含むかどうか第1点。

まず、第1点からお願いいたします。これは内閣府のほうから。

○内閣府（加藤参事官） 雇用契約の場合の事業主ということではなくて、例えば行政の福祉サービスを受けられる方と行政というような関係で、雇用関係を想定していません。

○川崎委員 では、重ねて質問ですが、全く基本方針というのはそこを対象にしないということよろしいでしょうか。

○石川委員長 加藤参事官、お願いします。

○内閣府（加藤参事官） 済みません、基本方針は6条の2項でございますので、その中で1～4号に書かれていることとなります。例えば障害を理由とした差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向といったようなことは書きますけれども、具体的に雇用を前提としたことを書くということは、この法律そのものは想定していないのではないかと思います。

○石川委員長 今、思い出しました。浅倉委員の質問は休憩後の内容にかかわる話で、私、最初に後にしてくださいと言うべきところをうっかりしてしまいまして、なので、この話は休憩後にさせていただきます。よろしいでしょうか。

土本委員、どうぞ。

○土本委員 新谷さんが言ったことで、自分は言っていないということです。

○石川委員長 そうです。そのとおりだと思います。

ほかにごございますか。2点目も後にしてください。よろしいですか。

では、大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 気になるのが、啓発のところですが、所管が違ってばらばらにされてしまうと困るなど思っているのが、権利条約の批准が間近と聞いています。ですから、権利条約の普及啓発に関しては、本当に同時進行的に速やかにやっていただきたいのですが、外務省の方はもうおられませんけれども、ここで法の趣旨で、この法律を普及啓発するよというようになっていますが、これはあくまでも権利条約の国内法として整備された経緯もありますので、権利条約の普及啓発と、今後開催されるフォーラム等々にどのようにやっていくつもりなのか、内閣府さんだけでもお答えいただけませんかという感じです。

○石川委員長 では、一応、内閣府からお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤です。

当然、障害者差別解消法そのものがもう十分先生方御存じのように、障害者権利条約の差別あるいは差別の禁止といったところから、それをどう担保するかということからできた法律でございますので、当然この法律の啓発ということはほぼ権利条約の中身について啓発するということだろうと思っております。そういう意味で、参考資料4にあります地域フォーラムの中でも、そういったことについて十分触れていくということを考えております。

以上です。

○石川委員長 ほかに御質問、御意見、スケジュール、差別解消法の解説、概要等について、大体よろしいでしょうか。

竹下委員、どうぞ。

○竹下委員 なかなか議論になっていないのですが、ヒアリングの対象者はここでやるのですね。

○石川委員長 ヒアリングをどこでやるかについての確認ということですね。

○竹下委員 そうではなくて、ヒアリングの対象団体とか、そこはここですか、どこでやるのですか。

○石川委員長 具体的な団体についてをどう決めるかということですか。

○竹下委員 そうです。

○石川委員長 これは内閣府からお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 事務局のほうでも案を考えますけれども、この委員会の委員の方々から御提案があればそこは承って、したがって、先ほど申し上げましたように、12月は皆さん方で御議論いただくのですけれども、その次のときには政策委員会に入っていらっしゃる団体からヒアリングしていくようにセットしていきたいと思っておりますので。

○石川委員長 政策委員会に参加されている団体、参加されていない団体、団体はたくさんあるので、精いっぱいお聞きするとしてもどうしても限りがあるので、しかし、大変重要な差別解消法ですので、それ以外の方法、つまり、どんな小さな団体であっても意見が述べられるような工夫についても御検討いただきたいと思っております。そして、またこの委員会としても、そういった意見に触れることができるように集約していただければと思っております。

それでは、石野委員、どうぞ。

○石野委員 石野でございます。

今のヒアリングの団体に関することでございますけれども、意見を申し上げたいと思っております。

今、全て聴覚、視覚障害者等々を含めて、まずは意思疎通支援という、例えば手話通訳もそうですし、要約筆記等々支援者がこの会議には参加しています。先ほども話が出ましたが、過剰な負担という基準をどう考えるかという話になるかと思っておりますが、これからガイドラインをつくることになるだろうと思っております。特に、支援者の人たち、例えば聴覚障

害者のための手話通訳者は、今3人、4人という配置です。これが過剰負担なのかどうかということを皆さんおっしゃいますが、やはり通訳者の健康問題も考えなければなりません。ですから、ヒアリング団体については、支援者側も幅広く網羅した形で御配慮いただければと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

そのような心づもりでやる準備を事務局としては考えていると思いますので、よろしいですか。では、そのようにということだと思えます。

ほかにございますか。

それでは、ここで15分間の休憩に入らせていただきます。

再開は3時15分をお願いします。

(休 憩)

○石川委員長 では、この後は、先ほど何度か申し上げた基本方針の構成及びヒアリング項目の内容について検討していきたいと思えます。

浅倉委員が所用で退席される時間が迫っているということですので、先に、先ほどの雇用促進法にかかわる御質問がありましたので、藤枝課長のほうからお願いします。

○厚生労働省（藤枝課長） 厚生労働省の障害者雇用対策課長でございます。

先ほど御質問にございました障害者雇用促進法につきまして、公務員の適用関係の説明でございます。障害者雇用促進法の改正案を作成するに当たりまして、公務員法制の所管する省庁や法制局と調整をいたしまして、その結果といたしまして、差別禁止につきましては国家公務員法及び地方公務員法におけます平等取り扱いの原則という規定がございますので、こちらによって対応するという整理をいたしております。

また、合理的配慮の提供につきましては、国家公務員に関しましては、国家公務員法や人事院規則等によって対応いたします。地方公務員に関しましては、該当する規定がないということもございまして、障害者雇用促進法を直接適用するという整理をさせていただいております。

したがって、特に差別禁止でありますとか、国家公務員につきましては合理的配慮も含めまして総務省なり人事院なりで対応をしていただくものというような整理をさせていただいております。

以上でございます。

○石川委員長 では、浅倉委員、お帰りになる前に御発言を。

○浅倉委員 どうもありがとうございました。よく理解できない部分があるので確認したいのですが、雇用促進法に入っていない部分は解消法のほうに戻るといような理解でよろしいのでしょうか。例えば、総務省の方針や基本方針の中で対応できないもの、たと

えば今、課長がおっしゃったような地方公務員に関する合理的配慮に関する指針というのは、こちらのほうで取り扱うと理解してよろしいものなのでしょうか。

○石川委員長 これは総務省、厚労省。

○厚生労働省（藤枝課長） 障害者雇用対策課長でございます。

あくまで障害者差別解消法上、いわゆる雇用関係、使用者と労働者という関係の部分につきましては、障害者雇用促進法によると整理されておりますので、国家公務員につきましても、いわゆる雇用関係に基づく部分については障害者雇用促進法による。その結果として、差別禁止と合理的配慮の提供の部分については、国家公務員については、障害者雇用促進法の中で公務員法制によって対応するという、法律上のたてつけとしてはそういうようになっておりますので、障害者雇用促進法の枠組みの中で総務省なり人事院のほうに対応をする義務があるということかと思えます。

これは内閣府のほうからまた御説明いただければと思えますけれども、障害者差別解消法の基本方針はもう少し全体に係る大きな方針でございますので、それはそういう全体にかかる方向性を示すものと理解しております。

以上でございます。

○石川委員長 では、内閣府のほうからお願いします。

○東室長 今の御質問は、公務員労働者に関するガイドラインはどこがつくるのかといったことの御質問で、その回答としては今、藤枝課長のおっしゃられたとおりだと思うのです。

それと別の問題ですけれども、基本方針はどうなるのかということです。

条文を見てもらいますとわかると思えますが、差別解消法の13条を見ていただくと、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによると書いてあるのです。ですから、ここで除外されているのは、あくまでも差別を解消するための措置だけが雇用促進法に委ねられるということになります。

では、差別を解消するための措置というのはどこにあるかということ、第3章にあるわけです。ところが、基本方針は第2章でありまして、差別解消のための措置から外れているところにあるわけです。ですから、大枠としての基本方針については当然労働という問題も念頭に置いて、大きな枠組みとしての基本方針をつくるということになろうかと思えます。

以上です。

○浅倉委員 ありがとうございます。1つだけ、もう一度質問させてください。

そうなりますと、6条の4項の障害者政策委員会の意見を聞かなければならないという基本方針の案の中には、幅広くあらゆるものが入ると考えてよろしいでしょうか。

○東室長 6条の4項ですか。これは別に限定はありませんので、ここに書いてあるように、障害者、その他の関係者の意見を反映させるための措置をとるということでヒアリン

グすることになるかと思えます。

○石川委員長 それでは、関連、竹下委員、どうぞ。

○竹下委員 竹下です。

今の藤枝課長の答弁を聞いていてよけいわからなくなったので確認です。

1点は、地方公務員については障害者雇用促進法が適用されるということで、今、回答があったと理解しています。それが1点目の確認。

そうすると、地方公務員に対する合理的配慮というのは、雇用促進法の枠の中で今度の研究会がガイドラインづくりも担当するのか、しないのか、これが1点目の質問。したがって、逆に今の東室長及び藤枝さんの回答を合わせて考えた場合に、では、基本方針の中で労働の問題で何を規定するのかよくわからないので、私の理解のために説明いただければと思います。

○石川委員長 では、東室長、お願いします。

○東室長 基本方針は、分野別の問題について議論して書くということではなくて、ガイドラインの基本的な要素について書くということになるわけです。ですから、例えば医療の分野におけるガイドラインはこれこれを書く、労働の分野についてはこれこれを書くという議論ではなくて、要するにガイドライン共通のものとしてどういうものを書くかという形での議論になると思います。ですので、労働分野に特化してこういうものをつくれといった形の整理にはならないだろうと今は思うところです。

○石川委員長 済みません、では、竹下委員、どうぞ。

○竹下委員 東室長の答えを聞くと、もし違っていたら、藤枝課長も言ってほしい。そんなおかしな話でよいのですか。確かに労働分野についての内容を基本方針で書くのではないというのはわかります。でも、基本方針は例えば労働分野であるとか医療分野であるとか何でもいい。それらに横断的に共通する項目で何をちゃんと基本にして、何を要素にしてどういう方向でどういうことを書き込むのかを決めるはずですね。

ところが、それが何もまだ決まっていないのに、労働分野では指針づくりがどんどん進んでいくというのはさっぱり意味がわかりません。その部分の関係が理解できないと申し上げているのです。もし私の理解がおかしくないのであれば、基本方針を受けない、すなわち基本方針のかぶらない労働分野の指針づくりというのはおかしいことにはならないのでしょうかというのが1つの質問です。

○石川委員長 かなり複雑な議論になっていて、多分、もう一度、わかりやすく説明していただく必要があると思いますので、藤枝課長からお願いできますか。

○厚生労働省（藤枝課長） 障害者雇用対策課長でございます。

御指摘のとおり、基本方針は政府全体に係る大きな方向性を示すものということにおいては、いわゆる雇用労働分野のものとして障害者雇用促進法に基づいてつくる指針の方向性として、例えばそごがあっちはいけないというのはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、具体的な障害者雇用促進法に基づく差別禁止や合理的配慮の内容についてどうい

ったものが求められるかという個別の論点については、障害者雇用促進法に基づく指針として、これは厚生労働大臣が最終的には定めるという形になっておりますので、当然、当該政策委員会での議論を拝聴しながらやっていく必要はございますけれども、何せ障害者雇用促進法のほうは、事業主に対して雇用関係の中で具体的な義務をかけ、特に合理的配慮についても努力義務ではなく義務をかけるという仕組みになっておりますので、我々としては、なるべく早めに具体的な方向性を見出すために、まずは研究会で議論して、さらには労政審にもかけて、そして、最終的に策定するというところでございます。

法の施行スケジュールとしては、障害者雇用促進法のほうも差別禁止、合理的配慮の部分については28年4月ということで同じスタート地点でございますので、それに向けた周知活動等も当然差別解消法と同じタイミングになってくるとは思っているところでございます。

○石川委員長 地方公務員として雇用されている障害者への合理的配慮については、指針はどこがという。

○厚生労働省（藤枝課長） 地方公務員について合理的配慮についての指針は、法律上、障害者雇用促進法に基づく指針が適用されるというつくりになっております。

○竹下委員 私の質問は、そうであれば、今回、課長から報告のあった研究会で地方公務員の合理的配慮についても盛り込んだ指針づくりをしていると聞いていいのでしょうかという質問です。

○厚生労働省（藤枝課長） 障害者雇用対策課長でございます。

あくまでも事業主としての立場という意味では、そのとおりでございます。地方公務員にも対応したものです。

○石川委員長 それでは、新谷委員、どうぞ。

○新谷委員 労働雇用分野というのは、合理的配慮にかかわる最大の大きな分野なわけですね。ここを全部労政審のほうに投げてしまって、政策委員会が先ほど意見は情報提供はあるというお話だったですけれども、それについて意見を出せないとする、差別禁止がかかる非常に大きな分野についてタッチできなくなる。労政審で先に議論が進んでいると、そこでいろんな枠組みというのがある程度皆さんの意見として出てくると思うのですそれが固まってしまった後、例えばこの政策委員会の中で教育分野、ほかの分野、議論するときに、労政審の枠組みというの大きな影響力を持つてくると思うのですけれども、そのスケジュールの前後関係がよくわかりませんが、情報提供というときに、労政審の議論にかなり政策委員会のほうから絡んでいけるのであれば、基本方針の議論に絡めて実質的な議論に政策委員会がタッチできると思うのですけれども、労政審の議論が先にいつてしまったら、手の施しようがないみたいな既成事実ができ上がってしまうのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○石川委員長 労政審の話ではありますけれども、権利条約ともかかわってくるので、労政審の研究会への障害当事者参画について、まず情報共有ができたらと思いますので、そ

のことも含めて、新谷委員の御意見と絡めて、藤枝課長からお願いします。

○厚生労働省（藤枝課長） 障害者雇用対策課長でございます。

スケジュールのことを申し上げますと、今、まずは差別禁止、合理的配慮について研究会という形で、学識経験者、労使、障害者団体の方にも研究会の委員として参加していただいて議論しておりまして、具体的にどういったものが差別に当たるのか、あるいは合理的配慮として求められるのかという点を自由闊達に御議論をまずいただきたいということで、今、具体的にはこれからの議論でございますけれども、お願いしております。

その研究会の成果を踏まえて、その後には今度は労政審の障害者雇用分科会で指針策定に向けての議論、これは法律上、そういう規定、労政審の意見を聞くとなっておりますので、そこで議論いただく。

いずれにしても、先ほど申しましたように、28年4月に施行に向けて、私どものほうも1年以上の周知期間は置きたいと思っておりますので、26年度内には障対法のほうの指針も策定したいと思っております。ですので、今、御議論をお聞きしていますと、タイミングとしては政策委員会での差別解消法の基本方針の議論も当然お聞きした形の上で労政審でも御議論いただくのかなと感じております。

以上でございます。

○石川委員長 いかがでしょうか。この件について、なお御意見、御質問がある方はいらっしゃいますか。念のために、研究会及び分科会の当事者の大体の比率はどれぐらいの感じでしょうか。

先に伊藤委員から御意見。別件で。

○伊藤委員 私、ちょうど資料1の5ページを見ているのです。これは質問ですが、第3条では、障害を理由とした差別の解消の推進に関してというのがあって、障害の定義が第2条の中で障害者の定義として身体障害者云々とずっとあって、その他の心身の機能の障害と書いてあります。今の解釈では、その他の心身の機能の障害に難病も入るということではいろんな制度の対象にはしていただいているわけですが、ここに書いてある第3条では、障害を理由とする差別の解消ということだけしか書いておりませんので、そうすると、難病や疾病を理由とした差別はどうなのだろうかということ、若干危惧を感じるのです。

その下の※印でも、地方公共団体において地域の実情に応じて障害を理由とする差別に関する条例というのがつくっていいのだよということになるわけですが、そうすると、地域によって違いがあってもいいということになるわけで、地域によっての違いというのは一体何だろうかということ。あるいはそれはひょっとしたら、ここにはっきりと難病や疾病と書かれていないことによる難病についての地域格差というのが生じてもいいと読んでいいのかどうかということ、いいなどということは言えないと思うのですが、だめならだめとどこかで書いていただくか何かでないと、患者、難病団体として非常に不安に感じるところでありますので、そこらあたりはどうなるのかお聞きしたいと思います。

○石川委員長 基本方針にそのようなことが明確に書くべきであるという御意見ということですか。

○伊藤委員 基本方針か、あるいは何かこういう解釈のところなりどこかにははっきり書いていかないと、ということです。

団体名を言うのを忘れました。難病団体の伊藤です。

○石川委員長 内閣府からお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 当然、障害者基本法に基づいて障害の定義になっておりますので、先生御懸念のような難病による障害を排除するとかということではありません。ただ、そこはまだ基本方針で書くのかどうか、そういったところも議論していただければと思います。

○伊藤委員 今のところでなぜ言ったかという、この4月から総合支援法の中には入っているわけです。いろいろ自治体その他にもいろいろ進められているのですけれども、現状ではなかなか自治体によって難病というのは障害者福祉の対象にならないと言って窓口でも既に帰されるとか、いろいろなことが起きてきていますので、はっきり書いていない自治体の人たちにとっては非常にわかりにくいことで、そこで大きな理解の差ができて、それもそのまま地域での条例なり何なりに載せるときに漏れてしまったり、過剰に書かれてしまったり可能性はないだろうかという懸念なのです。

○石川委員長 では、東室長、お願いします。

○東室長 条例との関係でいえば、国会で議論がありまして、附帯決議にも載っているところです。その附帯決議の文言を見ますと、上乘せとか、横出しという言葉が使われていて、これはいいということになっています。逆に上乘せの反対は何というのか、分かりませんが、それがいいとは書いていないわけで、少なくとも対象について、差別解消法以下の狭い限定した条例がいいとは書いてありません。ですので、上乘せ横出しはいいと言われているということで方向性は見えてくるのではないのでしょうか。

○伊藤委員 済みません、そういう意味ではなくて、削られるという意味ではなくて、載せられないのではないかと懸念、不安ということです。

○石川委員長 そのような誤解があるので、それを誤解がないような対応をしてほしいという御意見でよろしいですね。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員長代理 全国身体障害者施設協議会の三浦です。

資料1、p.9～10解説⑤の相談の機能のところと、障害者差別解消支援地域協議会に関連して御質問をさせていただきます。

地域協議会は必置ではないと書いてあるのですけれども、設置して運営していく場合の予算に関しては資料1の11ページの26年度概算要求で関連経費をとありますので、そちらのほうで考えてもいいのかということと、相談のところは、必ずしも新たにつくるのではなくて、今ある既存の相談窓口を使うというイメージで書いてありますが、ここに例示さ

れている障害者の基幹相談支援センターは非常に数が少なく、地域によって増えている状況ではなく、相談支援事業所と書いていただくなれば数的にも機能できるようなものではないかと思われましたので。

条例がある熊本県に住んでおまして、相談というのは非常に日常的なものであり、常設の機関でないと機能していかないと感じております。ですから、条例ができて、それが機能していく上で一番役に立っているのが、やはり広域専門相談員の方の存在なのです。国の法律を見たときに、差別解消支援地域協議会という例えば年に何回か開かれるもので相談というものが本当にきちんと網羅されていくかなということの懸念を持ちまして、そのあたり、どのようなイメージであるかを質問したいと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

地域支援協議会の予算面と機能についてということで、まず内閣府からお願いします。

土本委員から、補足をどうぞ。

○土本委員 補足というか、関連していることなのですけれども、地方によると、相談したいといってもなかなか相談ができないところも結構あると聞いているし、実際に相談に行ったら相談員がいないという状況になってきているとなると、やはり差別解消法になると、こういうのが差別なのかとか、解消したらいいのかといった相談がなかなかできない状況。すぐ解決してほしいと思っても、なかなか解決ができないところもあるし、今日、資料を見て、すごく長い字で書かれて、私たちが読み切れるかどうか。それは自分たちの考えかもしれないですけれども、そういう中に入れない、入りきれないというか、覚え切れない部分もあるし、その中身についてもどんな役割をするのか、これからヒアリングというか、担当者が来るかもしれませんけれども、そういうことを伝えてもらわないとなかなかわかりづらい。また置いていかれてしまっていくのではないかとすごく不安です。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、地域支援協議会での相談機能と総合支援法の枠組みの中の相談とか、そのあたりの議論を含めて、どうでしょうか。ちょっと待って。だんだん話が関連しながら広がっていくような気がするので、まず1回答えさせてください。

内閣府と厚労省のほうに答えていただくのがいいかなと思うのですが、どうでしょうか。

○内閣府（加藤参事官） では、先に内閣府の加藤です。

障害者差別解消支援地域協議会の件でございますけれども、この協議会そのものが個々の相談を受けるというよりは、例えばある窓口が相談を受けたのだけれども、自分のところの所掌ではないとか、自分のところで解決し切れなかったときに、その相談窓口が協議会で地域にありますいろんな相談窓口なり行政機関が入っておりますから、そこでこの案件についてはどこが一番解決できるのだろうか、あるいは本来の役割なのかということとをここで整理しようという趣旨であります。

ここに直接相談窓口があって相談をするというわけではなくて、保健所なら保健所に相

談をしていただいたのだけれども、これは雇用の問題もあるから、ではハローワークにもこの協議会を通じて話を落としていこうという、そういう調整機能を持たせた会議だとお考えいただければと思っています。

予算の関係でございますけれども、実は私ども内閣府というのは、補助金を取って都道府県にこういう事業をやってくださいというようにはなかなかいかないものですから、先ほど申し上げましたように、本年度中にこの事業を動かすための検討会というのをつくって、その中でどうやったらこういうネットワークを立ち上げる際のノウハウですとか、このネットワークができた際の動かし方とか、そういったものを検討していただいて、それをある種のマニュアル的なものになるのかと思いますけれども、そういったものを都道府県のほうに周知していくという、そんなことを今の時点では考えております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

厚労省のほうは、何かありますか。相談について差別解消法のかかわりで何かありますか。

○厚生労働省（倉橋） 厚生労働省障害保健福祉部の倉橋でございます。

相談窓口の件でございますけれども、今、こここのところに列記をされている機関といたしますのが、国または地方公共団体のいわゆるお役所の窓口になるのかなと私は認識しております。御指摘の相談支援事業所のほうが相談窓口となり得るのかどうかにつきましては、内閣府のほうが相談窓口等をどうのように広げるのか、それともどういったところを指定していくのか、その辺のところをこれから検討されると思いますので、そのときに一緒に検討していきたいと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、東室長のほうからお願いいたします。

○東室長 さまざまな御質問が出されており、いずれも非常に重要な御質問だと思うのですが、次回、12月の政策委員会で、基本方針の論点としてどういった議論をすべきかという、基本方針そのものについて次回議論するわけですね。ということで、今日は、基本方針の主だった中身についてどういうものがあるのか、どこを検討すべきなのか、そこを議論していただきたいと考えているわけです。

その議論をベースに、来年1月には、ここにいらっしゃらない関係団体の方を呼んで意見を述べていただきたいということなのです。ですから、議論の中身として、今、皆さんがおっしゃっていることは方向的に関係の強い部分であろうかと思いますが、まずは基本方針の大枠としてどういうものを考えるのか。そのためにどういった議論が必要なのかといった方向での御検討をお願いしたいと事務局としては思っているのです。ですので、個別の質問は非常に重要だと思うのですが、時間の関係もありますので、そういった方向での議論をお願いしたいと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

そこで、先ほどから新谷委員にずっと待っていただいている積み残しの環境整備、これは先ほどの差別解消法では第1章ですね。そもそも基本方針の中に、今、項目、構成の中に入っていないけれども、これは入れるべきではないかというような、趣旨としてはそういう御意見だったようにも思ったのですが、時間がたってしまいましたので、もし違っていたら訂正してください、あるいは補足してください。

新谷委員、どうぞ。

○新谷委員 そのとおりです。例えば差別とは何か、差別の主体、提供すべき合理的配慮というのは項目として非常に大切な議論なのですけれども、その前提にある環境整備もやはり第5条でああいうようにうたっているわけですから、それがどういう分野でどういう環境整備が必要かという議論は基本方針の中の1つの大きなテーマになると思うのですけれども、わからないのは、それと障害者基本計画のいろいろ政策、それから数値目標との関連がよく理解できない。重なってしまうのか、それとも別に障害者基本計画を差別解消の視点からもう一度組み直すのか、その辺がよくわからないのです。その辺について議論いただければと思います。

○石川委員長 それでは、この件につきまして、まず環境整備について、内閣府のほうからお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 第5条のまさに解説のところに、差別の解消に向けてこのような環境の整備に係る取り組みも計画的に行われるよう、第5条において行政機関等及び事業者の責務を規定するものと書いておりますので、基本方針にある程度国全体の方針として書くという方法もあるでしょうし、もうこの条文をきちんと生かして整備させるという手もあるでしょうし、そこは御議論だろうかと思います。

○石川委員長 新谷委員あるいはほかの委員も、この環境整備について何か御意見ございますか。

環境整備と合理的配慮の関係というのは一体どういうことなのかというのは、そう簡単には理解しづらいというところがありますので、環境整備というのは一体どのようなもので、合理的配慮とはどういう関係になるのかという整理は必要で、その整理に基づいて施策を進めていくということを基本方針に書くということは必要ではないかと思われまので、この点については御検討いただきたいと思います。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 それに関連することだと思いますので、やはりその趣旨として意見を言わせていただきたいと思うのです。

基本方針のイメージの中に、行政機関等が構すべき障害を理由とする差別を解消するための措置となっていますので、行政機関というのは内閣府だけではなくて各省庁があって、そして具体的に厚生労働省、文科省等々があるわけですね。そうすると、やはり各分野別に問題のあるべき事項が必ず出てくる。そして、今、委員長がおっしゃったように、教育

においては、教育条件整備と個別の合理的配慮というのを分けて一応議論されてきた経緯もありますので、それなりにここでの意見出しに関しては、教育における環境整備は具体的にどうあるべきなのか。個別合理的配慮に関しては具体的にどのような形で充足されていくのかという形で論点整理できるのだろうと思うのですけれども、今、東室長が、分野ごとに関しては基本方針には入れないのだと、ちらっとさらっと言われてしまったので、そういう具体例をどのような形で盛り込んでいくべきなのか。具体例なくして、例えば対応要領に記載すべき事項で、不当な差別的取り扱いとなる行為の具体例とか、もしくは合理的配慮等の好事例等は挙げようがないのだろうと思うのです。ですから、あらゆる分野において各具体例もしくはイメージを基本方針として方向性をはっきり明らかにするためには、分野ごとのもの、各分野にわたって必ず問題のあるべき事項に関しては触れざるを得ないので、その方向性は分野ごとにおいて触れる、合理的配慮、差別例、環境整備等々に関しては触れるのだという確認はしていただきたいと思います。

以上、意見です。

○石川委員長 ありがとうございます。

東室長、何かありますか。

○東室長 今の東谷委員の御意見は大事な点だろうと思います。先ほど私が言った趣旨は、要するに基本方針とガイドラインは全然違うものであって、ガイドラインは基本的には具体例を書く、それが分野ごとに作られるガイドラインの果たすべき一番大きな仕事なのです。他方、基本方針は別に具体例を書くわけではなくて、何を書くかということの共通指針みたいなものをつくっていくということなのです。その共通指針をつくっていくときに一定の例があったほうがわかりやすいのであれば、それは例として書くということは当然あり得る話だろうと思います。だから、そういった意味での具体例まで書くな、分野に触れるなといったつもりはございませんので、そこは御理解していただければと思います。

○石川委員長 よろしいかと思っておりますので、北野委員、手が挙がっております。

○北野委員 私、今回のパンフレットの中で書いてあることが今の関係で非常に気になったのです。要するに一番大事なことは、教育の場面でも移動交通の場面でも就労の場面でもそうですけれども、私たちがこれまで考えてきた一般的なバリアフリーあるいは情報保障という事前的な改善措置の問題と、それを超えて各個別に合理的に配慮していくという、明確に両者を整理と中身の議論をしませんと、例えばパンフレットの合理的配慮の中で、障害者が乗り物に乗るときに手助けをすることなどと書いてあるわけです。これはもともと一般的にバリアフリーということがあって、エレベーターが完備していて全部行けて、でも車両に乗るときにサポートが要るとか、お声がけしなければいけないということではわかるのですけれども、そういう前提がなかったらこんな議論がそもそもぶっ飛んでしまうような事例が挙がっていますので、その辺は最初にやるべき事前的な改善措置としての環境整備の問題と、それを超えて個別的な対応としての合理的配慮はきっちり分けて御検討願えたり表現していただけたらと思いました。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤でございます。

4つあります、早く言いますので。

1番目、基本方針はどのぐらいの理念に基づくのかを示すことが、自治体や事業者がどこに線を引くのかという際に一番大事だと思います。例えば権利なので過重な負担ということ自体あり得ないとして差別禁止法をつくっている国もあります。それを10分の10としますと、過重な負担を10分の2ぐらいでよいと考えるのか、10分の5ぐらいを目指すのかというメッセージを基本方針で伝える。それをしないと現場は思い切り混乱をしますと思いますので、きっちり示すことが大事だと思います。

2番目、ローリング、繰り返し改良していく。権利意識はこの国ではまだ低く、今回、せっかくよい法律をつくっていただきましたが、我々も勉強していても具体的に今何をやったらいいか率直なところつかみづらいところがあります。事例を見ると啓発されて進むところもあります。いい事例、よくない事例が出てきますから、それをアドホック、必要に応じて適宜見直すのではなく、1年とか2年ごとに見直すことを最初から織り込んでおく。そうすると、当事者からもその時期に向けて盛り込むべきことを出してきて進む。

3番目、やはり定義です。範囲とか定義は必要。ローリングをするためにも必要ですし、下手をすると分類学のための定義になる。定義には文脈、何のためかが必要です。評価、監視するという制度の運用とセットで定義を考える必要があります。あるいはどの水準、10分の5なのかを決めるのもセットだと思います。

4つ目で、ヒアリングをされるのもすごく大事と思いますが、今、申した3つの点をもても、練った議論が必要だと思います。せっかく集まっている政策委員会の場合は、議論を練る機能があると思います。差別禁止部会で意見がまとめられたという指摘もありますが、先ほどの伊藤委員の御意見、東室長の御説明などを考えますと、成立した今の法律のもとで何を基本方針にすべきか、焦点を絞って練ることが必要だと思います。差別禁止部会の意見は非常に網羅的で教科書にさせていただいていますが、それを1階としたら、一部2階建てというか、意見を踏まえて法律を見据えた基本方針を練る、それをやるのがそれほど罰が当たる話なのかという感じもします。

今申したことについて結果にこだわるものでもないのですが、基本計画のときも最初、同じ議論をしました。言いつばなしで終わらないよう、ちゃんとまとめてはどうかと議論して始めました。今回も、政策委員会はヒアリングを事務局がされるのを横から助言する立場なのか、独自の意見をまとめる場にするのか、そこを整理しておきたいです。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。4点ありまして、1と3は理論的な点で、2については実践面に

についての御意見、4については、差別禁止部会の成果を活用。5点ありましたか。

○後藤委員 4点です。最後の点は、要するに政策委員会として意見をまとめるのか、例えば書いたものをつくるのが一番右としますと、言いつばなしというとはよくありませんが、意見をまとめないのが一番左、その整理をとということです。

○石川委員長 わかりました。

最初の3点については、特に御意見ということでそうだなということによろしいでしょうか。異論は多分余りないかと思しますので、争点にならないかと思えます。

4点目ですけれども、先ほど大谷委員からもほぼ同様の御意見があったかと思いますが、私が先ほど答えたのは、まとめつつも改定していくとか、あるところでとめるという意味でのまとめというようにはしないほうがいいのではないかと個人的には思っていますが、内閣府のところではこれについてありますか。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤でございます。

今の時点で私どもが報告書をまとめていただくということを考えているわけではなくて、むしろ、この会議を開くたびに御意見を伺いながら、当面は26年の春、ヒアリングについてまとめということで、その中で課題を出していただいて整理をさせていただく。その後、障害者差別禁止部会の報告書も踏まえながら、我々のほうで素案を作成しながら、その上でまた先生方の意見をこの会議の中で聞いていくということを今考えております。

○石川委員長 僭越ですが翻訳させていただくと、政策委員会としては、積極的、能動的、継続的、主体的に作成にかかわっていく、かかわり続けていくという意味でよろしいでしょうか。

では、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 日本難病・疾病団体の伊藤です。

私ども、大変不勉強で、おくれて参加してきたということもあるのですが、差別禁止がようやく頭の中に入ってきたのですが、大変立派なことで、あれをやろう、これをやろうという号令がたくさん書いてあります。こういうことは全く異存のないことで、本当にこのとおりできればいいなと思えます。同時に、第6章では罰則までありまして、規定に違反したものは額まで示して罰則、過料があるのですけれども、では、先ほどの環境の整備を含めてやれというのはいいのだけれども、やれというものに対してきちんと財政的な、あるいは財源的な後押しもするからやれというのか、号令だけでとにかくやれと、やらなかった場合は罰則があるぞということなのかという根本のところを少し教えていただきたいのです。今までの議論でもあったのかどうかも含めてお願いいたします。

○石川委員長 それでは、合理的配慮義務にかかわる話ですね。

○伊藤委員 義務の中の特に国の。

○石川委員長 これについて内閣府のほうからお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤です。

この法律の推進のための予算というのは特別にあるわけではありませんので、むしろ、

個々の施策をそれぞれの省庁が実際に例えば基本計画に盛り込んだような施策、バリアフリーとかを具体的に進めるに当たって、それぞれの省庁で年度の予算を取っていただくということになるかと思えます。当然、国のところは義務でございますので、その義務を遂行するために必要な経費はそれぞれの省庁で確保していただくのかなと。

○石川委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の御意見。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員 毎日新聞の野澤です。

この基本方針の構成のイメージ案というのを見せていただいているのですけれども、この法律は地方自治体がかかなり本気になっていかないと機能しないのではないかと考えています。身近なところでの場面で差別というのは起きるものですし、地域協議会の役割を考えても、地方が本気にならなければいけない。これを見たときに、内容は大体これでいいと思っているのですけれども、特に地方が一番早急に示していただきたいというか興味があるのは1ページの一番下の地方公共団体等における対応要領作成に関する事項、そして2ページ目の5の2つ目の地域協議会に関する事項等だと思うのです。

できればここを先に示してくれというのが地方の本音だと思います。ただ、現実的にはそんなことはいかないというのはわかっております。その一方で、現実には今どうなっているかという、この12月から、地域フォーラムは始まるのです。あちこちで全部10カ所ぐらい、今年度は行われますし、もう一方では、地方で条例が現在もあちこちでできている。もうすぐできる場所も幾つもあるというような状況で、ここで議論はしているのですけれども、地方が今かなり動いているし、これからも動いていくだろうと思うのです。

先ほど内閣府のほうからあったように、地方のほうでの議論を挙げてきてほしいのだと、それは本当にそのとおりだと思います。でないと、この中で基本方針の中に出てくる不当な差別的取り扱いの具体例とか合理的配慮の好事例等というのは現場に聞かないとわからないと思うのです。なので、せっかく今地方があれこれ動いている、この動きを取り込んでいかないと手はないというか、それはもったいないだろうと思うのです。

できれば同時並行で自治体の検討会とか勉強会みたいなものを始めていくというようなことがあると、この3年間という限られた施行までの短い期間の中で、地方とこちら側との厚みのある議論が始まるのではないかと考えています。

実は、差別解消法が成立するちょっと前に、既にその時点で自治体で条例を持っている自治体が7つあったのですけれども、全部集まってフォーラムを開いたのです。そのときに、これからこういうものが多分できると、そのときには地方がかかなり主体的になって動かないと効果はないのではないかとみたいなことになる、これからは国の動きもさることながら、地方独自の自主的な勉強会を始めていきたいと思います、そのときはみんなそうですねと言ったのですが、やはり私人である私が言ってもなかなかその後、動いてくれなくて、やはりここは国のほうがそういうものをつくるなり、予算ということを考え

るとわかりませんが、そんなに大した予算ではないのです。交通費ぐらいなものですので、わかりませんが、そういうものをぜひ音頭をとってやっていくという仕組みをつくっていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○石川委員長 ありがとうございます。

地域フォーラムあるいは各多くの地方自治体に差別禁止条例策定の準備等をなされていますが、内閣府からこれについて、地域フォーラムについては参考資料もあるようですが、何かありますでしょうか。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤でございます。

参考資料4というのをごらんいただきたいのですが、今年度の予算の中で全国10カ所、「差別解消について考えるフォーラム（仮称）」ということで開催させていただこうと思っております。

場所を選ぶに当たりましては、先ほど野澤委員の御指摘にございましたような、先行的に条例を整備したところ、あるいは検討されているようなところを幾つか選ばせていただいております。

このフォーラムで私どもが啓発を行うだけではなくて、我々のほうも自治体の現状あるいは先進的に取り組んでおられるところの実態を勉強させていただこうと思っております。そういう意味でも積極的に行っていきたいと思っています。

先ほど地域協議会の関係でお尋ねがあったのでございますけれども、我々はこの地域協議会をどういうように運営していくのかといったことにつきましても、本年度中に検討会を内閣府の中で立ち上げながら、その地域の実情といいますか、相談の実態とかそういったことの造詣のある方に集まっていただいて御議論させていただこうと思っております。そうした際にも、地域での取り組みあるいは課題、そういったものも伺えるのではないかと考えておりますし、そういったところの情報もまた都道府県にお返しするということで促進にもなるのかなと考えております。

いずれにせよ、くどいようですけれども、ヒアリングを丁寧にやりたいというのは、そういう都道府県あるいは市町村のところも含めて広く御意見を伺っていきたいと考えている次第であります。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

尾上委員、お願いします。

○尾上委員 ありがとうございます。DPIの尾上です。

先ほどから手を挙げていたのですが、今、マイクをいただきましたので、最初の部分にもかかわって3点、質問と意見を述べさせていただきます。

1点目が雇用促進法の中での合理的配慮や差別的取り扱いについては先ほど議論されたところですが、確認の意味で質問ですが、雇用促進法に基づく、例えば能力開発校であったり、あるいはハローワーク等ございますね。そういった障害者の就労支援をされている

ようなところというのは、差別解消法の行政機関というか、基本方針や対応要領対象ということになるでしょうか。それが1点でございます。

2点目が意見ですけれども、今日いただいた資料1というのは、多分これからいろんなところでのテキストや資料に使われていくのだらうと思うのです。そう考えますと、伊藤委員が御指摘された部分、差別解消法あるいは基本法の第2条の障害者の定義です。つまり、包括的な、そして社会的障壁との関係で、つまり、社会モデル的な観点を取り入れたということ、もう既にこの障害者政策委員会の中では当たり前になっていることなのかもわかりませんが、改めて、あってはならないことですが、例えば現場で、難病の方で障害者手帳を持っていないからあなたはこの対象ではないですよみたいな勘違いをした対応がされないように。現在の資料では、解説①が第1条で、②が第3条に飛んでしまうのです。できれば、①と②の間に第2条の解説の資料をつけ加えていただく。今日というよりは、今後使うときの資料をいただきたいという要望をしておきたいと思います。それが2つ目です。

3つ目が、今後の基本方針の際の進め方ということでヒアリングの内容あるいは団体に関連して意見を述べさせてもらいます。

一つが、複合的差別であります。資料1でも最後のページの右側にある参議院の附帯決議では「障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること」と附帯決議でも明記されています。そして、もちろん基本計画でもこのことは強調していることですので、ぜひヒアリング項目あるいはヒアリング団体の中にそういう障害のある女性や子供、そういった複合的差別に置かれている関係団体の方々からヒアリングをいただいて、意見をいただいて、その内容を基本方針に反映させるべきだというのが1点であります。

もう一つが、基本計画の33ページ、行政サービスのところ、欠格条項の見直しというのが挙げられています。残念ながら、この間、道交法をめぐっては欠格条項を見直す動きの歴史に逆行するような議論も出てきてしまっているかなという懸念もございますので、差別解消法の中で、やはり障害を理由にした欠格条項というのはあってはならないことですから、ぜひその欠格条項の見直しにかかわる議論あるいはそれにかかわっている団体からのヒアリングということをお願いしたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

3点ございましたので、もう一回確認しますと、1番目、ハローワークとか能力開発校は差別解消法の対象となるようなものかどうかというのが1点目。

2つ目は、第2条の解説を入れてほしい、これはよろしいですね。

3点目の1番が、ヒアリングの対象とする障害者、その関係者として複合的差別に直面している人々の代表から意見をぜひ聞いていただきたいという、これもよろしいかと思えます。

3の2つ目として、欠格条項の見直しにかかわっている団体からもヒアリングをしてほしい、これも問題ないかと思しますので、1番について、内閣府からお願いします。

○内閣府（加藤参事官） ハローワークは国になりますので、当然、この法律の適用になります。能力開発機構というのは、私はよく知らないのです。

○石川委員長 では、これは厚労省のほう、藤枝課長。

○厚生労働省（藤枝課長） 障害者雇用対策課長でございます。

ハローワーク、能力開発施設、いわゆる公共機関と利用者との関係になりますので、御指摘のとおり、差別解消法の枠組みになるということでございます。

済みません、先ほど委員長から御指摘があった研究会の構成について、あわせて御回答させていただきます。

今、開催しております差別禁止合理的配慮の提供の指針のあり方に関する研究会でございますけれども、委員を13名お願いしておりますして、障害者団体の方から5名、学識経験者の方を4名、その他を労使関係の方という構成で行わせていただいております。

以上でございます。

○石川委員長 それでは、竹下委員、先ほど手が挙がっていたかと思います。

○竹下委員 竹下です。2点だけ。

1点は確認ですけれども、5条の関係で、先ほど委員長が最後にまとめられたのかなと思っておりますが、5条の環境整備も基本方針に入るという確認をぜひしておいていただきたい。そうでないと、例えば点字ブロックの敷設をしてくれとか、いろんなホームページのアクセスが視覚障害者もできるようにしてくれというのは環境整備の問題だからということで、後で指針なりから外されたのではたまったものではないと思うのです。そういう意味からも、それは環境整備の問題だという形で仕分けがされないためにも、この5条にかかわる問題も基本方針の一部に入ってくるのだという確認をぜひしておいていただきたい、これが1点です。

2点目の基本方針のところ、項目で言うならば資料3の2のところにかかわってくると思うのですが、不当な差別の考え方あるいは合理的配慮の考え方というときに、障害の特性を考慮したということを必ず入れていただきたい。そうでないと、今後ヒアリングするときに障害別団体等からヒアリングするわけでありますから、その人たちが自分たちの意見がどう反映されるかということについて全く実感を持たなくなるのではよくないと思しますので、その2点をお願いしたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

では、氏田委員、関連でどうぞ。

○氏田委員長代理 日本発達障害ネットワークの氏田です。

家族の立場から確認です。法律の中に社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をという、障壁の除去のところはかなり出ているのですけれども、今、竹下委員

がおっしゃったように、実際に基本計画をつくったときにアクセシビリティ、利用のしやすさについて明記されました。

社会的障壁を除去するだけではなく、その裏にはきちんとアクセシビリティが保障されているというような視点がちゃんと入っているだろうかという心配も含めた確認です。情報アクセシビリティも合理的配慮の前段階である環境整備に本来含まれる事項ですので、連続状で双方が進んでいくという形での障壁の除去という、うまく言えないのですが、そんな形で項目の中に入っているということを確認したいです。

○石川委員長 ありがとうございます。

まず、竹下委員からありました1点目、環境整備が入るということを確認したいということについてですけれども、同時に竹下委員は、環境整備というと、今、バリアフリー法制がある分野とない分野があるわけですが、ない分野に関しては努力するという規定があるにとどまっているわけですが、点字ブロックは環境整備だとしておきたいというのは竹下委員の御意見ですか。それとも、これもバリアフリー法がない以上、それは合理的配慮だとして位置づけるべきだという御意見ですか。それを確認したいのです。

○竹下委員 竹下です。

結論から言えば、私はどちらもあり得る議論だと思っています。だからこそ、環境整備の問題も基本方針に入れておかないとそういう議論で落とされてしまう可能性をなくしておきたいという趣旨です。

○石川委員長 この法律の趣旨に照らして、最適解というか、最適な方向性を見出したいというのが一番のおっしゃりたいことだと思いますので、そういう観点から基本方針に環境整備と合理的配慮の関係についてどのように書いていくかということは重要だというお話だと思いますが、この点、内閣府、いかがでしょうか。

○内閣府（加藤参事官） 内閣府の加藤でございます。

基本方針の構成のイメージ案の2ページ目の5になりますけれども、最後のところに、その他の重要事項ということで他の施策等との連携ということで、ここにバリアフリーの推進等というのを入れてございますので、御指摘のような環境整備については、こういったところに書き込むことは十分検討いただけるかと思えます。

○石川委員長 ありがとうございます。

さらに氏田委員からありました件も一応確認したいのですけれども、社会的障壁の除去と言っているけれども、その方法論として合理的配慮とか環境整備ということがあるわけですので、それは何かをなくすという言い方もできるけれども、つけ加えるという言い方ももちろんできて、それはこの場合、言いたいことは同じことだということを書くにしたいという御指摘でよろしいですね。

○氏田委員長代理 障壁を除去すれば十分という誤解にならないようにという意味です。

○石川委員長 何かを削る、何かをなくせばそれでよいということではなくて、つけ加えなければ、それは実質的に機能しないからこそ合理的配慮と言っているということなので

異論はないかと思いますが、一応、内閣府、お願いします。

○内閣府（加藤参事官） 特にあるわけではありませんので。

○石川委員長 それと竹下委員の2点目ですが、「障害の特性を考慮して」ということを入れてほしいということですが、それは当然そういうことであるという、これも特によろしいですね。

関連ですか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 バリアフリーということを議論するとき、いろいろ御検討の材料にもしておいていただきたいことが1つあります。

それは、ある障害にとってはバリアフリーになっても、ほかの障害にとってはかえってつまづきやすいとか、さまざまな障壁になることもあるので、それはどういうものをつくっていくのかということ十分に考えるか、あるいは積雪が多い地域、交通機関の不便な地域とそうでない地域によってもいろいろ違いますので、もしも議論をしたり書き込むのであれば、そういうことも十分検討するようにしないと、どうも一律にバリアフリーというスロープをつけて、そのスロープがとんでもないものだったり、どこから入ってどこから出ていかかわからないようなものだったりとかいろんなことがあって、でも、とりあえずつけましたと言われると終わってしまうこともあるので、そうではなくて、本当にそれはどうなのかということ頭で考えるのではなくて実際に即して考えていただけるよう、何か書き込み方なり提案の仕方を少し工夫しておいていただきたいというのが難病関係の団体からのお願いです。

○石川委員長 わかりました。2つ、少し異なることをおっしゃったと思います。

前半は、ある障害にとっての合理的配慮あるいはバリアフリーは別の障害にとっては逆に機能する場合もあるので、何とかして両立可能性を追求するというのもどういうようにすればよいかということも含めて、少なくともそのことについての注意喚起が必要だというお話だったと思います。

後者については、一見バリアフリーだが、全然バリアフリーでないことがあるので、それについては余り意味がなさないことなので、それについては改善すべきだというお話だったかと思います。これについても特に一般論として、具体的にはあるかと思いますが。点字ブロックのことを念頭に置かれたかもしれないので、個別にはまたそれはいろいろあると思いますけれども、一般論としては誰もそれは異論ないかと思いますが、次へいかせていただきたいと思います。

時間がだんだん減ってきましたので、御意見のある方は挙手していただけますか。

済みません、先に関口委員が挙げてらしたので、関口委員、藤井委員、花井委員、もし時間があったら大谷委員でよろしいですか。

○関口委員 基本方針のイメージ案を見て若干違和感を持ったので質問したいと思います。

差別解消法では第1条で、障害者でない者と等しくと書いてあって、他の者との平等というのを私たち精神障害者はすごく強く求めています。基本的人権を共有する個人として

その尊厳が重んじられると続くわけですけれども、ここで対象となる障害者とか何とかの範囲というのが出てくるのですが、これは2条で決められているのですね。このイメージ案で対象とならない障害者とか、あるいは対象とならない行政機関等とか、対象とならない事業者というのは一体何をイメージされてこういうことを書いているのでしょうか。教えていただきたいのです。

○石川委員長 内閣府のほうからお答えいただけますか。

○内閣府（田中企画調整官） 内閣府の田中と申します。

2ポツのところで、例えば「対象となる障害者の範囲」とございますけれども、「不当な差別的取扱いの基本的な考え方」ですとか「合理的配慮」など、つまり、行政機関あるいは事業者が、障害を持たれている方を対象とするということで、ここの主体が行政機関あるいは事業者とありますので、その対象とされている障害者の方という意味合いの確認的など申しますか、範囲をここでもう一度明確に書いておこうという案でございます。

○石川委員長 関口委員、よろしいですか。

○関口委員 素朴に読んだところ、精神障害者は範囲に入れてもらえないのかなとか、すごい被害妄想的なあれが浮かんできたものですから、そういうことでなければいいので、もう一つ、竹下委員がおっしゃったことで、つまり、障害特性に合わせたというのをやられてしまうと、精神障害の特性に合わせた制度になっているからいいではないかと何も改善されないおそれがあるので、そこのところは配慮願います。

○石川委員長 済みません、竹下委員のおっしゃった障害特性云々という話とどうなっているのか、竹下委員、いかがですか。何かコメントはありますか。

○竹下委員 竹下です。

○竹下委員 竹下です。

今、関口委員が言ったことは、私は率直に言って、それは誤解だと思うのです。障害の特性に考慮するということは、例えば精神障害者でいえば、精神障害のある人の抱えている困難を考慮するということがその障害の特性を勘案するということであって、障害ゆえに排除することをもって特性に応じたとは誰も言わないと思っています。

以上です。

○石川委員長 では、この議論はここまでにさせていただきます。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員長代理 JDFの藤井です。

基本方針の議論と、今後ヒアリング等をここで受けましょうというときに1つの観点として、権利条約にあります他の者との平等を基礎にと。このフレーズというのは34回出てきますね。おわかりのように、権利条約というのは新しいことは一言も触れていません。もっぱら障害のない人の状況との均衡性、平等性、公平性です。本当はこれに関するデータがあれば一番いいのだけれども、もし、できれば各団体で、他の者との平等に関するデータがあったら持ち寄ってもらおう。基本方針全体を考えていく上で、やはりここを我々は

意識し合うというのが1つ。

もう一点、著しくおこなわれているところ、これは精神病院、障害でいうと社会的入院だとかもあると思うのですけれども、他の者との平等を基礎にという観点と、著しくおこなわれて、しかも物事を主張できにくい人や分野、ここをきちんと頭に入れて議論して、できればヒアリングに応じる団体についても、そこのデータを持ち寄り、今後、障害者基本計画とも関係しますけれども、基礎データもこの辺りで章項立てのできるようなデータの蓄積をしていくということも考えていくべきだろうということをおもいました。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

他の者との平等化という視点、例えば合理的配慮についていうと、あたかも障害者だけに特別な配慮をするということだとも読まれてしまいますが、実は配慮の平等ということを実現したいと言っているにすぎないというようなこと。同感です。

精神障害あるいは主張できにくい人々の声をできるだけヒアリングで聞くということを出すべきだと、これも異論はどなたもないかと思しますので、そのような方針でお願いしたいと思います。

では、最後に、花井委員、お願いします。

○花井委員 イメージについては大方これでいいかと思えます。そして、今後、この法律が実際に運用されるときには、地方における取り組みが大変重要だと思います。とりわけ紛争解決のあり方はなかなか難しく、そういう意味で、地域協議会の役割が重要だと思います。

そこで質問です。資料1の10ページの最後に「協議会は必ずしも条例設置である必要はない」とありますが、これは法律のどこからそのように読むのでしょうか。また、地方自治体といった場合、地方自治体、地方公共団体にはいろいろありますが、全ての地方自治体にこの協議会をつくるのか、都道府県ごとに1個つくるのか、そのあたりも少し教えていただければと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

これについては、内閣府からお願いします。

○内閣府（加藤参事官） 地方自治体か地方公共団体からという言葉の使い方は、まず地方公共団体で統一したいと思っております。

どのレベルで設置をするのかですけれども、これはまさに地域の実情と申しますか、あるいは状況に応じて判断していくのかと思っておりますけれども、当面は都道府県に1カ所ぐらいはつくっていただいて、さらに必要があるとか、もう少し積極的なところは市町村とか郡、そういうレベルもあるのかなと思っております。あくまでも設置することはできる規定でありますので、そこは地域の実情を見ながら御判断いただくのかなと思っております。

○石川委員長 済みません、あと必置でないということについては。

○内閣府(加藤参事官) 条例は必ず必要かと言われると、必要だという根拠がないので、必ずしも条例に基づかなくてもこの法律に基づいて運用といいますか、実行上つくっていただくということによろしいのかなという解釈だと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

まだまだ御意見もあろうかと思えますけれども、時間になりましたので、議論は今日はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から今後の日程等について御説明をいただきます。

○東室長 御苦労さまでした。次回は12月13日であります。12月13日におきましては、当委員会の全ての委員が今日議論していただきましたヒアリング項目に従って意見を出していただく、しかも事前に意見を出していただくという形にさせていただきます。

ですので、当日は補足説明とか、どうしてもこの部分だけは言っておきたいという部分に限って進行させていただきたいと思っています。

ヒアリング項目につきましては、今日議論いただきましたので、それを整理して、今週中をめどに各委員に配付させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○石川委員長 では、以上をもちまして、第8回「障害者政策委員会」を終了いたします。